

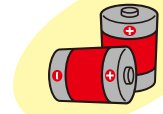
有害ごみ・危険ごみの出し方

(月1回収集)

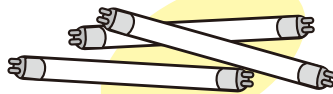
有害ごみ

●乾電池

※電池式の製品は、必ず電池を取り外してください。



●蛍光管・HIDランプ



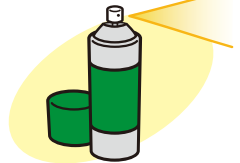
※割れた蛍光管、電球、LEDライトは燃えないごみです。

●水銀体温計・血压計 (その他、水銀を使用したもの)



危険ごみ

●スプレー缶 (噴射剤に可燃性ガスを使用したもの)



●カセットボンベ (カセットコンロ用)



●使い捨てライター (卓上ライターも含まれます。)



スプレー缶等は、穴を開けないで (中身が残っていても収集は可能ですが) できる限り中身を使い切って有害ごみ・危険ごみの収集日に出してください。



●いずれも資源物ステーションにある有害・危険ごみ専用の赤いコンテナに入れてください。

有害ごみ・危険ごみ以外のものは絶対に入れないでください。

※有害ごみとして収集しないもの

ボタン・リチウム・ニカド電池(販売店にて引き取ってもらってください。)
電球・LEDライト・割れた蛍光管(燃えないごみで出してください。)

※収集日についてはカレンダーをご確認ください。

資源物(缶類・ペットボトル)の出し方

ごみステーションで収集できないもの

事業系一般廃棄物

事業活動(食料品店・八百屋・鮮魚店などの商店、病院、事務所、食堂、喫茶店、バー、スタンド等)にもなって出るごみ (一般廃棄物) **指定袋に入れても収集できません。**

- 工場などから出る紙くすなど
- 事務所などから出るお茶殻、紙くす
- 商店、スーパーなどから出るごみ
- 飲食店から出る生ごみ、割りばし、紙くすなど

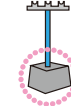
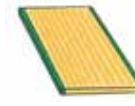
ごみ量の大小にかかわらず左記の事業ごみは自分で直接ごみ処理施設に搬入するか、呉市の許可を受けた業者に処理を依頼してください(いずれも有料です)。また、紙類・びん類・缶類・古布など再生できるものは資源回収業者に依頼し、リサイクルしてください。

収集できない一般家庭ごみ(裏面参照)

●多量ごみ(日常のごみ収集計画に支障をきたすため) 引越し、片づけ、庭木の剪定など一時的に出た多量ごみ

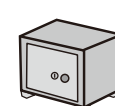


●収集車へ積み込みできないごみ(故障の原因となるため) 家庭から出るコンクリート製品、タイル、畳、土(泥・土砂)、岩石(漬け物石、ブロック(コンクリート))、物干し竿の土台(コンクリート)、レンガ、カワラ、鉄アレイなどのごみ



呉市のごみ処理施設に自己搬入することができます。詳しくは裏面をご覧ください。(がれき、土などをごみ処理施設に自己運搬する場合は、土のう袋で5袋程度までです。)

●購入店で引き取ってもらうか、販売店に相談してください。



- バイク ●タイヤ ●ホイール ●ガスボンベ ●金庫 ●バッテリー ●消火器 (エンジンのある農機具等) ●チェーン ●自動車部品
- 家庭系医療廃棄物 ●ポウリングのボール ●ペンキ類 ●薬品・農薬等劇薬類 など

●呉市の許可を受けた一般廃棄物処理業者に処理を依頼してください。(有料です)

連絡先については、呉市のホームページをご覧ください。呉市環境政策課 (☎0823-25-3303) にお問い合わせください。



- 廃油 ●電動ベッド ●電動マッサージチェア ●電気温水器
- 電動車いす ●トレーニングマシン ●ドラム缶 など

※解体や改修にかかるもの(流し台、洗面台、便器、浴槽、給湯器など)は市の処理施設に搬入できません。

○小動物の死体 → 関前支所住民サービス課 (☎0897-88-2111)

○ペットの火葬=呉市斎場 (☎0823-33-2365) 【火葬の立ち会い、お骨の持ち帰りはできません。】

① 呉市斎場にペットを持ち込む「日時」を連絡してください。【各自で持ち込むこととなります。】

② 豊市民センター (☎0823-66-2131) でペット火葬の手続きをしてください。【呉市外：18,000円】

③ 斎場使用許可証とペットを呉市斎場へ持ち込んでください。【お問合せ：呉市環境政策課☎0823-25-3298】

有害ごみ・危険ごみの出し方

ごみステーションで収集できないもの